

利用上の注意

この報告書は、平成 17 年 10 月 1 日に実施した平成 17 年国勢調査の結果をとりまとめたものである。

1 本報告書のデータの取り扱い

(1) 区市町村の面積

本報告書等に掲載し、人口密度の算出に用いた区市町村別面積は、下記ア、イを除き国土交通省国土地理院が公表した平成 17 年 10 月 1 日現在の「平成 17 年全国都道府県市区町村別面積調」による。

ア 河川を挟んで隣接する県との境界が未確定のため総務省統計局が推定した数値を使用したもの

(ア) 葛飾区と埼玉県三郷市との境界

(イ) 江戸川区と千葉県市川市、船橋市、浦安市との境界

イ 列記した区市町村への所属が未定のため、区市町村部のみに面積を含めたもの

(ア) 東京湾内の埋立地の中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側廃棄物処理場
中央区、港区、江東区、品川区、大田区

(イ) 荒川河口部

江東区、江戸川区

(ウ) 八丈支庁に所属する鳥島、ベヨネース列岩、須美寿島、孀婦岩
八丈町、青ヶ島村

(2) 町丁・字の面積

町丁・字の面積は、当該区市町村の報告（小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで表示）により表示した。

なお、町丁・字の面積は、河川敷など面積不明の区域は除いているため、町丁・字の面積の総和は、区市町村の総面積と必ずしも一致しない。

(3) 年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

(4) この報告書の昼間人口、夜間人口には、年齢不詳の者を含まない。

なお、平成 17 年国勢調査による東京都の年齢不詳の者は、160,815 人である。

(5) 本書で用いている符号の意味は、次のとおりである。

「ー」 …………… 皆無又は該当数値なし

「…」 …………… 不詳

「△」 …………… 負数（減少）

「0.0」 …………… 0.05 未満

「0.00」 …………… 0.005 未満

2 地域別の流入人口、流出人口、残留人口の集計

流入人口、流出人口及び残留人口においては、「東京都総数」「区部」「市部」「郡部」「島部」の数値と、該当地域内区市町村の数値の合計とは一致しない。

これは、区市町村単位では個々の区市町村と他の都内区市町村との移動が流入、流出として集計されるのに対し、「東京都総数」「区部」「市部」「郡部」「島部」のように個々の区市町村より広い地域区分ではその地域外に移動しない限り当該地域内に留まる残留人口として集計されるためである。

(例) 千代田区が常住地で中央区が従業地の場合の集計

- ・千代田区では流出人口、中央区では流入人口として集計される。
- ・区部の地域内での移動のため、「区部」では残留人口として集計される。

3 各統計表についての注意

(1) 第3表

再掲については、流入人口の上位25市までを掲載した。

(2) 第4表

表章地域の各「地方」の範囲は次のとおりである。

「北海道・東北地方」……………北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
福島県

「関東地方」……………茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県

「北陸地方」……………新潟県、富山県、石川県、福井県

「中部地方」……………山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

「近畿地方」……………三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国地方」……………鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

「四国地方」……………徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州地方」……………福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県

また、再掲については流入人口の上位20市までを掲載した。

(3) 第5表

同一区市町村の組み合わせは、当該区市町村内において通勤・通学する者である。

なお、「第5表の1」及び「第5表の2」については、自宅就業者は含まない。

(4) 第6表

「市部」、「郡部」、「島部」の各地域区分については、産業（大分類）別の流入・流出人口は集計されていないため、「昼間就業者」「流入超過通勤者（△は流出超過）」「常住就業者」「自宅就業者」のみを表章する。

(5) 第7表

「市部」、「郡部」、「島部」の各地域区分については、当該地域の年齢（5歳階級）別の流入・流出人口は集計されていないため、「昼間人口」「夜間人口」「昼夜間人口比率」のみを表章する。

(6) 第8表

夜間人口は平成17年国勢調査の結果であるが、昼間人口は以下の算出方法により算出している。

ア 町丁・字別の昼間人口

国勢調査では、従業地・通学地別の就業者・通学者数は区市町村単位で集計しており、町丁・字別には集計していないため、通常の算出方法をとることができないので、次の算出方法により算出した。

〔算出方法〕

昼間人口＝昼間就業者＋昼間通学者＋従業も通学もしない者

※通常の算出方法：昼間人口＝常住人口－流出人口＋流入人口

イ 昼間就業者

平成18年事業所・企業統計調査から町丁・字等別に就業者数を算出して町丁・字等ごとの構成比を求め、その比率で平成17年国勢調査の区市町村別昼間就業者数を按分した。

ウ 昼間通学者

平成17年度学校基本調査から町丁・字等別に通学者数を算出して町丁・字等ごとの構成比を求め、その比率で平成17年国勢調査の区市町村別昼間通学者数を按分した。

エ 従業も通学もしない者

平成17年国勢調査の結果により集計した。なお、労働力状態不詳の者を含む。

(注) 按分計算は小数点以下を四捨五入しているため、町丁・字等別昼間人口の計は、必ずしも区市町村別昼間人口と一致しない。

(7) その他

平成12年の西東京市の数値は、田無市と保谷市を合計した数字である。

4 人口重心について

平成12年までの算出方法は、昼間人口、夜間人口ともに区市町村役場の位置にその区市町村の人口が集まっているものと仮定し、人口重心（日本測地系）を算出していた。

その後、平成17年国勢調査より人口重心の算出方法が、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、人口重心を算出することになり、測地基準系も世界測地系に変更された。

しかし、昼間人口は基本単位区での集計が行なわれていないため、従前のおり算出した。なお、平成12年までの夜間人口重心も従前のおり算出している。